

令和4年度第2回タンチョウ保護増殖検討会  
議事概要

■日 時：令和5年3月16日（木）14:00～17:00

■実施体制：釧路市生涯学習センターまなぼつと幣舞、Zoom オンライン会議

■出席者一覧（敬称略）：

<保護増殖検討委員>

正富 宏之	専修大学・北海道短期大学 名誉教授
藤巻 裕蔵	帯広畜産大学 名誉教授
小川 巖	エコ・ネットワーク 代表
百瀬 邦和	NPO 法人 タンチョウ保護研究グループ 理事長
吉野 智生	釧路市動物園 学芸専門員
黒澤 信道	公益財団法人 日本野鳥の会 釧路支部 支部長

<関係団体・機関>

北海道開発局開発監理部開発連携推進課、北海道森林管理局計画保全部計画課、北海道森林管理局根釧西部森林管理署、北海道森林管理局根釧東部森林管理署、北海道環境生活部自然環境局自然環境課、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課、北海道根室振興局保健環境部環境生活課、釧路市役所環境保全課、釧路市動物園、阿寒国際ツルセンター、標茶町役場農林課、長沼町役場政策推進課、浜頓別町役場産業振興課、鶴居村教育委員会、鶴居村タンチョウ愛護会、公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部、公益財団法人日本野鳥の会鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、公益財団法人日本野鳥の会苫小牧グループ、一般社団法人タンチョウ研究所、国際タンチョウネットワーク、特定非営利活動法人タンチョウ保護研究グループ、日本ツル・コウノトリネットワーク、ネイチャー研究会 in むかわ、東京大学大学院農学生命科学研究科

<事務局>

環境省北海道地方環境事務所、環境省釧路自然環境事務所、NPO 法人 EnVision 環境保全事務所

■議事概要：

議題 1. タンチョウ生息地分散行動計画改定案について

(1) 環境省からの説明

タンチョウ生息地分散行動計画改定案の概要について説明した（資料 1-1）。

<主な意見・質問>

とくになし

## (2) 環境省からの説明

タンチョウ生息地分散行動計画改定案の第1章から第3章について説明した(資料1-2)。

### <主な意見・質問>

とくになし

## (3) 環境省からの説明

タンチョウ生息地分散行動計画改定案の第4章について説明した(資料1-2)。

### <主な意見・質問>

[質問] 遺伝的解析は何のために実施すると考えているか。(委員)

→今後、調査をしてわかってきたことからどうすべきかを判断していくもので、今のところ方針は決まっていない。(環境省)

→大陸産のタンチョウの遺伝子が入ることで起こる変化は長期的に調査しなければ分からず、必ずしも良い結果を生むとは限らない。これを今回の分散行動計画改定案の中に含めると問題が大きすぎるので、これまでとおり、多様性が増加すると生存率が高くなるだろうという希望的観測で留めておいて良いと思う。(委員)

[関連意見] 調査研究をするだけでなく、やるからには目的を決めてほしい。(委員)

→承知した。(環境省)

[質問] 感染症対策のマニュアル作成に関する記述について、既に作成されているのか、今後作成する予定なのかを教えてほしい。(委員)

→環境省では、令和5年度にマニュアルを作成するための具体的な議論を進めるよう準備している。(環境省)

[質問] 今年発生した高病原性鳥インフルエンザに対してはどのような対応をしたのか。(委員)

→感染が判明した時点で発生地点周辺に異常個体がないことを確認し、本年度の給餌について担当者会議、関係者会議にて大まかな方針を決定した。来年度は、対策内容をより充実させたマニュアルを作成するというので分散行動計画改定案に記載している。(環境省)

[関連質問] 高病原性鳥インフルエンザの感染個体はどのように探したのか。(関係者)

→高病原性鳥インフルエンザの陽性が判明した時点で周辺10kmが監視重点区域として設定されるため、まずは監視重点区域の圏内で飛来が多い地点を巡回し感染個体を探した。(環境省)

[関連質問] 人目につくところに感染した個体(異常個体)がいなければ「感染個体はいなかった」ということなのか。(関係者)

→そういうことになる。(環境省)

#### (4) 環境省からの説明

タンチョウ生息地分散行動計画改定案の第5章について説明した（資料1-2）。

##### <主な意見・質問>

[質問] 5-3の二重丸の項目に、環境省及び北海道の給餌場と協議すると記載があるが、現在、実際にそういう場があるのか。（委員）

→今のところ、給餌場の現状課題に関する意見交換の場は鶴居村で開催されているもの以外は設置されていない。今後の取り組みとなる。（環境省）

[質問] 5章にはすでに始めている事柄の記載もあり、同時に全てを実施することはできないだろう。◎、○、□と順序がついているが、環境省で今年新たにやろうと考えている事柄はどれか。（委員）

→釧路事務所では、鳥インフルエンザ対策に新たに手をつけていく考え。（環境省）

→札幌事務所では、道央と道北の一部が管轄になる。実現性の高いものとして優先順位を上げている◎から進めていく方針。（環境省）

[意見] 環境省が主体となり民間やNPO等に対して支援、啓発、促進するという記載が目立つが、各団体はすでに動き始めているにも関わらず環境省はそれに参加していない。そういう姿勢では民間やNPO、市町村等とともにイベントをするということは考えられない。環境省への呼びかけがあってからイベントに参加するという受け身の姿勢ではなく、もっと積極的に参加してもらいたい。（委員）

→今後は、情報収集も含め積極的に参加を検討したい。分散行動計画改定案では、環境省は民間、関係省庁、関係自治体と連携し進めていくという考えなので、そういったところは協力を求めながら取り組みたい。（環境省）

[意見] 道央圏では、既に繁殖が認められている場所以外にも、飛来している箇所がかなり増えている。飛来は繁殖や越冬に繋がるので、計画のどこかに“飛来地の確認”や“記録”といった記載を入れてほしい。（委員）

→環境省ではいろいろな情報を基に道央圏における飛来状況調査や繁殖状況調査を実施しており、今後も続けたいと考えている。（環境省）

[意見] 分散行動計画改定案は漏れなく良く書かれているが、本当に実行できる内容なのか心配。「検討する」とは記載しても、具体的な内容についての記載はない。本腰を入れるなら、それを実行する人のことを考慮して具体的な方策や説明を早急に作成してほしい。（委員）

→分散行動計画改定案に伴う付帯意見として、事務局で対応する。（委員）

[意見] 24ページ（2）繁殖環境の保全・改善の「○太陽光発電施設や風力発電施設の建設状況や建設計画の情報を収集し、状況を把握する」を◎の項目として記載してほしい。（関係者）

→最終案ができるまでに事務局から返答する。(委員)

[質問] 鶴居村にはここ 1~2 年ほど新たな標識個体が飛来していないが、その原因は分かっているか。(関係者)

→釧路管内でも標識装着をしているが、装着場所は十勝、根室等が主である。最近は、根室で標識を装着した個体は釧路まで移動せずに留まることが増えている。

[関連質問]それは越冬期に移動しない個体に多くの標識を装着しているということか。(関係者)

→そんなことはない。仮に標識した個体が一年目に移動しなかったとしても、ヒナが親鳥と別れた後には移動する。そもそも越冬期にどこに移動するかは標識を付けなければわからない。(関係者)

[関連意見]標識装着により移動の動向等を明らかにしたいのであれば、鶴居村に飛来するような個体を含め、もっと広い範囲で標識を装着する等、より計画的に実施すると良いと思う。(委員)

→タンチョウがいかに分散しているかを確認するために標識を装着している。タンチョウの分布域の可能な限り端で標識を装着している。装着しやすい場所でのみ標識を装着しているわけではない。(関係者)

[関連質問] 標識の装着について、その年ごとにこういった形で計画されているのか。(委員)

→各地域で繁殖地のヒナの孵化状況等を確認し、標識を適正に装着できる大きさのヒナを選抜している。気象状況により装着できる個体が少ない場合でも、30羽程度の個体を選んで標識を装着している。基本的にはボランティアで実施しているため、全ての場所で装着が成功するわけではない。(関係者)

[関連意見] 今後、標識の装着を行っている組織などと検討会で情報交換をすべき。(委員)

→この場所で標識を装着してほしいという希望があれば、率先してそちらで標識を装着することは可能だと思う。ぜひ情報をいただきたい。(関係者)

[質問] 一般市民からタンチョウの目撃情報を収集すると記載があるが、例えばモバイル等での情報収集を利用し、情報収集の主体、データ集約、情報利用の方法等については今後検討していくということか。(委員)

→そのとおり。(環境省)

[質問] この分散行動計画改定案が最終的に発表になるのはいつになるのか。(委員)

→今後関係省庁、関係機関と協議し、事務局で意見を踏まえて修正し成文化する。もし委員から意見を伺う必要が生じれば、来年度の夏の検討会までを目標として意見をまとめ、委員に意見を伺い成文化しようと考えている。(環境省)

[質問] 検討委員から意見があれば事務局に連絡するということでよいか。(委員)

→そのようにお願いしたい。(環境省)

## 議題 2. その他

### (1) 環境省からの報告

道道におけるタンチョウ交通事故防止の取組について報告した（参考資料）。

#### <主な意見・質問>

[質問] タンチョウの事故があった際、対策を求める要望は道路管理者、自治体、環境省のどこにまず相談すべきか。環境省はどのような関わりになるのか。（関係者）

→環境省と自治体のどちらに相談があっても対応するが、環境省に相談をいただければ積極的に関係者に働きかけるなど対応したいと考えている。（環境省）

[質問] 今回の事故は、給餌とタンチョウの人慣れの関係で問題があったと感じている。その辺の対策や周辺の方々へのお願い等について確認したい。（委員）

→鶴居村民であれば、誰もがタンチョウが横断していることを知っているような場所での事故だった。住民と対話して意見を交わし、地域でできる対策（看板を立てるなど）を取ってきた中で事故だったため、次のステップとして環境省、北海道釧路建設管理部に相談を持ちかけた。（関係者）

### (2) 環境省からの報告

藤巻委員の勇退について報告した。